

# 熊本県公報

第 1 1 3 6 2 号  
平成 18 年 1 月 30 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

公 告	
○開発行為工事完了	(建 築 課) 1
○本渡都市計画公園の変更	(都市計画課) 1
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村の意見	(商工政策課) 1
○団体営土地改良事業計画変更の適否決定	(農村計画課) 2
○ ” ”	( ” ” ) 2
○建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく監督処分	(監 理 課) 2
登 載 依 頼	
○ドラフトチャンバー保守点検業務委託に係る一般競争入札の実施	(科学捜査研究所) 3
○第 30 回熊本県環境審議会の開催	(環境審議会) 5

## 公 告

### 熊本県公告第 60 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。  
平成 18 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇城市不知火町高良字前田 231 番 1、同 232 番 1、同 232 番 2 及び同 233 番 3  
4,292.92 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市呉服町三丁目 31 番地  
千里殖産株式会社

### 熊本県公告第 61 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
平成 18 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
本渡都市計画公園 2・2・5 号舟浜公園
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

### 熊本県公告第 62 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 17 年 8 月 23 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。  
平成 18 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス新南部店  
熊本市渡鹿八丁目 6 番ほか
- 2 市町村意見の概要  
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 18 年 1 月 30 日から平成 18 年 2 月 28 日まで

**熊本県公告第63号**

山鹿市長中嶋憲正から協議のあった浦矢谷地区土地改良事業（区画整理）計画の変更については、平成18年1月23日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成18年1月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の浦矢谷地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年1月31日から平成18年2月27日まで
- 3 縦覧場所  
山鹿市役所

**熊本県公告第64号**

山鹿市長中嶋憲正から協議のあった東原地区土地改良事業（区画整理）計画の変更については、平成18年1月23日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成18年1月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の東原地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年1月31日から平成18年2月27日まで
- 3 縦覧場所  
山鹿市役所

**熊本県公告第65号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づく処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成18年1月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日  
平成18年1月20日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
  - (1) 株式会社泗水建設  
菊池市泗水町吉富3039  
代表取締役 吉安 正行  
熊本県知事許可（般-14）第00204号
  - (2) 義間工業株式会社  
熊本市月出2-5-54  
代表取締役 義間 一志  
熊本県知事許可（般特-12）第04488号
  - (3) 原工務店  
山鹿市鹿央町岩原4165  
代表者 原 勝芳  
熊本県知事許可（般-13）第08498号
  - (4) 松原建設株式会社  
菊池市巨334-2  
代表取締役 松原 敏昭  
熊本県知事許可（般-12）第09206号
  - (5) 株式会社祐功建設  
菊池郡合志町豊岡2000-362  
代表取締役 朝倉 建雄  
熊本県知事許可（般-13）第10728号
  - (6) 有限会社津田工務店  
菊池郡西合志町合生4294  
代表取締役 津田 元司  
熊本県知事許可（般-13）第13908号
- 3 処分の内容

- 建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成17年12月12日付けで公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。  
このことが、建設業法第29条の2第1項の規定に該当すると認められる。

**登載依頼****熊研公告第7号**

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成18年1月30日

熊本県警察本部長 樋口 眞 人

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
ドラフトチャンバー保守点検業務委託
  - (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から平成18年3月31日まで
  - (4) 入札方法
    - ア 入札金額は、ドラフトチャンバー保守点検業務に要する費用とする。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、営業種目「05）電気・空調等保守の②空調設備」の入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 5（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111 内線 6350
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成18年1月30日（月）から平成18年2月7日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県警察本部科学捜査研究所庶務係（警察本部6階）  
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-381-0110 内線 4713
- 5 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成18年1月30日(月)から平成18年2月16日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
4に記載のとおり
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成18年2月21日(火) 午前11時から  
イ 場所  
熊本県警察本部庁舎2階 201会議室
  - (4) 入札書の提出方法  
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは4に記載の場所に平成18年2月20日(月)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
  - (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
  - (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (5) 最低制限価格  
無
  - (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
  - (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が

契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)  
(8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県環境審議会公告第3号

第30回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成18年1月30日

熊本県環境審議会  
会長 篠原亮太

- 1 開催日時  
平成18年2月6日(月)  
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺一丁目33-18  
水前寺共済会館「芙蓉」
- 3 会議内容  
審議事項  
(1) 熊本県環境基本計画及び熊本県地球温暖化防止行動計画の見直しについて  
(2) 熊本県廃棄物処理計画の変更について  
(3) 水質汚濁に係る生活環境保全に関する環境基準の水域類型の指定について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境審議会事務局(熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室)  
(電話 096-383-1111 内線 7320)

